

iv アスベスト調査

アスベストは価格の安さと耐火性、耐熱性、防音性等の優れた物性があり、これまで広く利用されてきました。しかしながら、アスベストには発癌性等の人への健康影響という問題があり、大気汚染防止法では特定粉じん発生施設（アスベスト製品製造工場等）の敷地境界基準や、特定粉じん排出等作業（吹き付けアスベストの除去・囲いこみ・封じ込め等）の際の作業基準等が規定されています。

県では特定粉じん排出等作業における敷地境界等のアスベスト大気環境濃度調査を継続して実施しています。（現在、県内には特定粉じん発生施設設置工場はありません。）

平成29年度は、2地域の採石場近傍の住宅地域（1地域につき1地点）において、大気環境濃度調査を実施しました。

調査結果はそれぞれ表1のとおりです。アスベストについては大気環境基準がないため、大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設の敷地境界基準（10本/L）と比較しています。

<採石場近傍の住宅地域における大気環境調査結果について>

山鹿市鹿北町の調査で、位相差顕微鏡法により総繊維数濃度^{*1}の計数を実施しましたが、10本/Lを下回っていました（表1）。

表1 採石場近傍の住宅地域における調査結果

調査地点	調査時期 (サンプリング)	地点毎の総繊維数濃度 (本/L) ^{*1,2}	地点毎のアスベスト濃度 (本/L) ^{*2}
山鹿市鹿北町 芋生	平成29年12月 (4時間×3回)	1.1	1.0
山鹿市鹿北町 四丁山下	平成29年12月 (4時間×3回)	1.9	1.6

*1 総繊維数濃度とはアスベスト及びアスベスト以外の繊維状物質をすべて計数したものの。

*2 結果は個々の測定値を地点毎に幾何平均したものの。